

## 第3回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木) 午前9時30分から午前10時25分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 新館3階 302会議室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀 正廣
2番委員	梅野 節子
3番委員	鳥越 孝広
4番委員	中島 照章
5番委員	石橋 祐一
6番委員	藤原 優子
7番委員	伊藤 照子
8番委員	池端 祥久
9番委員	内野 和幸

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について  
議案第3号 大牟田農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

### 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について  
報告第3号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塚 三千也
主 査	野田 稔雄
職 員	前田 由紀子

議長            それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第3回農業委員会総会を開催いたします。

                  大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員       はい。

議長            それでは、6番委員、7番委員にお願いいたします。

両委員        はい。

議長            なお、本日の会議書記には、事務局主査を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局        はい。

議長            では、早速、議事に入ります。

#### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長            議案第1号については、3件の申請があつているようでございます。

                  なお、2番、3番につきましては、3番委員に関するものでございますので、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与することができないため、その際には、退席をおねがいします。

                  それでは、まず1番案件の説明を事務局からお願いします。

事務局        はい。(資料読み上げ)

                  1番は〇〇さんが長年借りられていた農地をご購入されるものでございます。

                  3条調査書の各項目にも該当せず、許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願い致します。

議長            続きまして、地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。

                  4番委員お願いします。

4番委員       〇〇さんは長年農業をされておりますし、自宅の隣で利用されておりますので問題ありません。

議長            次に審議に入ります。事前には、ご意見ご質問が事務局には届いていないようですが、ご質問がある方はいらっしゃいませんか。

議長 (発言者なし)  
ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、審議を終わり採決に入ります。  
1番案件を許可される方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成で許可することに決定します。

議長 次の2番・3番案件に入りますので、3番委員は退席をお願いします。  
— 3番委員退室—  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)  
2番は鉄塔移築工事が終了したため以前のように貸借を結ばれるものです。3番はご主人が亡くなられたため、初めて貸借設定をされるものです。いずれも基準を満たしております。審議の程よろしくをお願いします。

議長 次に地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。  
2番、3番も4番委員をお願いします。

4番委員 認定農業者で地域の担い手でもあり、近隣耕作をされておりますので問題ありません。

議長 皆さんからご質問はありませんか。  
(発言者なし)  
それでは、2番3番同時に採決に入ります。  
2番、3番案件を許可される方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございます。  
全員賛成で許可することに決定します。

議長 3番委員の入室をお願いします。  
— 3番委員着席—  
2番、3番は許可することになりましたので報告します。

議長 次は

## 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議長 議案第2号については、1件の申請があつております。  
説明を事務局からお願いします。
- 事務局 はい。(資料読み上げ)  
県の担当者にも現地調査並びに資料の確認を頂いているところです。ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局から説明がありました。  
続いて、担当委員である2番委員からご意見を伺いたいと思います。
- 2番委員 現地を〇〇推進委員と一緒に確認しました。工事は、西の県道下にある通路をとおり重機を入れられると聞いております。問題はないと思います。
- 議長 審議に入りたいと思います。  
事前には、ご意見は届いていないようですが、ご質問はございませんか。
- 3番委員 太陽光パネルの転用後、草が伸び放置されているところがあちこちで見られますが、管理指導等はどうなりますか。
- 事務局 転用後は、農地ではなくなりますので基本的には農業委員会で指導することはなくなります。管理は所有者にお願いし、指導については環境部において対応することとなります。
- 3番委員 柵の草刈りがされず放置されることがあったものでお尋ねしました。分かりました。
- 議長 他にございませんか。  
(発言者なし)
- 議長 それでは、審議を終わり採決に入ります。  
許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)  
ありがとうございます。  
全員賛成で議案第2号は、許可相当であり意見なしとして県に報告することに決定します。
- 議長 次に

### 議案第3号 経営基盤強化法の規定による許可申請について

議長 議案第3号については、5件の申請がっております。  
説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

4番案件は、7月総会で大字〇〇にて新規就農をされておりましたが、草を刈ったところ適地ではなかったため、候補地の一つであった今回申請地に場所を変更されるものです。なお、既存地の解約は今回の許可後に考えておられます。

5番案件は、〇〇さん離農によるもので、今回の申請地で概ね整理が終了いたします。

いずれも利用権設定の各要件を満たしております。ご審議をお願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、事前に質問があれば事務局までご連絡をお願いしてはいたしましたが、ご意見が届いてないようですけれども皆さんから何かございませんか。

議長 4番についてですが、〇〇の分は解約が出ていないのですね。

事務局 まだ出ておりません。解約について所有者へ連絡されているものの有料であるため具体的な内容まで煮詰まっていないと聞いており、今回申請分が整った後に解約申請を提出するとのお考えです。

議長 草の焼却でも苦情があったと聞いているが。

事務局 当地で農業を始めるにあたり、近隣住宅配布用のチラシを作成され訪問されたそうですが、その際も数軒で厳しいお声をいただいたと聞いております。その後、草刈り後の草を焼却したところ、消防に通報があり指導があったと聞いております。

議長 野焼きについて農業はよかったのではないか。

4番委員 前の話ですが、たき火願いというのを出すとよかったのですが、今はないといわれました。

事務局 農業の野焼きはよかったと思いますが、調べて次回報告したいと思います。

議長 そのようにお願いします。  
他にご意見ご質問はございませんか。  
(発言者なし)

議長 無いようでございますので、質疑を終わり採決に入ります。  
議案第2号については、質疑もなく一括採決としたいと思いますがよろしいですか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括採決といたします。  
議案第3号案件全てに賛成される方の挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございました。  
全員賛成で議案第3号は全て許可することに決定します。

議長 続いて、報告事項に入ります。

#### 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 引き続き報告5号まで説明をお願いします。

#### 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

#### 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

#### 報告第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

#### 報告第5号 非農地証明について

議長 何かご質問はございませんか。

8番委員 第3号と第4号で相続財産管理人分の解約が出ておりますが、その後この農地をどうするかの話があっているのでしょうか。

事務局 財産整理として農地処分も考えておられますので、今後、農地のあっせん依頼があると思われますので、担当の農業委員、推進委員へお願いすることになると思います。まずは、貸借の解約が申請されているものです。

8番委員 分かりました。

議長 関連してお尋ねしますが、相続財産管理人となったため解約となったのですか。それとも満期となって解約となるものですか。そのところはどうか。

8 番委員 私から説明します。

相続財産管理人制度は、亡くなられた方に相続人がいない時に相続人に代わり管理する人を裁判所が選任するという制度です。ですから、被相続人から借りていた農地は耕作を続けることが原則できます。ただ、そのままではずっと相続財産管理人が管理しなくてはいけなくなるので、相続財産管理人としては、財産の処分を考えますので、その前段として今回の貸借解約が出ているようです。

相続財産管理人が選任されたからといって貸借に影響があるというものでは、法律的にはありません。そのため、今回、合意解約ということになっているようです。

議長 相続財産管理人が耕作者に話をされて、そのことに耕作者が応えたということですね。ありがとうございます。

9 番委員 関わりがありますので、この分の耕作者についてですが、近隣から草刈り依頼の苦情があってもおりますので、耕作出来ないのであればきちんと整理したところで返却し、解約を提出するよう伝えております。

議長 他にご質問はございませんか。  
以上で報告を終わります。

議長 それでは、以上をもちまして、第3回農業委員会総会を終了いたします。

— 閉会 —

以上